

倭国北縁における材木塀

藤沢 敦*

日本列島では、3世紀半ばの古墳時代の開始とともに、広域の政治システムが形成される。この政治システムが、古代国家の源流となった。この古墳時代の政治的領域は倭と呼ばれた。東北地方は、その北縁に位置した。

日本の古代国家である律令国家が成立してくると、中央政権は主に東北地方に居住する人々を、「蝦夷」と認識し、領域内とは異なる体制のもとに支配しようとした。そのために、城柵と呼ばれる軍事的防御機能を有した施設が造られていく。その特徴は、外郭施設によって囲われる点にある。7世紀後半の宮城県域には、初期の城柵が造営される。それと同時に、囲郭集落と呼ばれる塀で囲われた集落遺跡が多数造営された。それらは、材木を立て並べた材木塀で囲われていた。

前段階の古墳時代には、多様な目的で、さまざまな遮蔽施設が用いられており、その一つとして材木塀があった。材木塀の用途も、特定の目的に特化したものではなかった。7世紀後半の城柵遺跡や囲郭集落では、多様な遮蔽施設の中から材木塀が採用される。材木塀は、城柵に用いられる中で櫓と組み合わさり、次第に防御機能が明確となり、その目的に特化していった。中央政権が支配領域を明示し、正当性を示す必要から、境界創出のための他者認識を実体化していく過程と、このような材木塀の変化は、整合的であると考えることができる。

キーワード

材木塀、城柵、囲郭集落、櫓

目次

I はじめに	IV 材木塀の系譜
II 城柵遺跡・囲郭集落と材木塀	1 弥生時代
1 城柵遺跡の外郭施設	2 古墳時代前期の防御集落での材木塀
2 仙台市郡山遺跡の材木塀	3 古墳時代の首長拠点・区画集落の遮蔽施設
3 囲郭集落の発見	4 古墳時代区画施設の突出部
4 倭国北縁での7世紀以降の材木塀を用いた施設	5 材木塀に取り付く櫓
III 材木塀の構造と類似施設	6 材木塀の変遷
1 材木塀の具体的様相	V 7世紀の材木塀がもたらしたこと
2 材木塀に類似する施設	

* 東北大学総合学術博物館

I はじめに

古墳時代の前方後円墳の広がりに見られる政治的結合を倭国とすると、東北地方はその北縁にあたる。日本の古代国家である律令国家が成立してくると、この倭国北縁の地域には、城柵と呼ばれる軍事的防御機能を有した施設が造られていく。律令国家は、主に東北地方に居住する人々を、自らとは異なる「蝦夷」と認識し、領域内の「公民」とは異なる体制のもとに服属させようとした。城柵は、そのための施設として設置された(図1)。

城柵遺跡の特徴は、外郭施設によって囲われる点にある。城柵の外郭施設には、材木堀、築地堀、土塁があり、大溝がその外側をめぐるものも多い。櫓が堀に取り付くものがあり、軍事的機能が明確である。城柵遺跡は、西日本の古代山城遺跡と並ぶ、日本古代の大規模軍事施設である。

材木堀は、細くて深い溝の中に、材木を立て並べて埋め、遮蔽施設としたものである。立てられる材木の密度には粗密の幅があるが、立てた材木自体が、並んで面を形成することで遮蔽の機能を持つ。一方、日本古代に広く見られる一本柱列は、独立した掘立柱を一行に連ねるものである。掘立柱による一本柱列は、立てられる柱に加えて、それらをつなぐ材料によって面が形成されて遮蔽機能を持つという点で、材木堀とは基本的な構造が異なる。

1980年代以降、東北地方の城柵遺跡の調査が進展すると、材木堀をめぐる城柵遺跡や、大規模に集落を材木堀で囲う遺跡が、7世紀後半以降に多数営まれていたことが明らかとなっていった。これら初期の城柵遺跡などに多く見られる材木堀は、城柵遺跡の遮蔽施設・防御施設の展開を考える上で重要である。村田晃一は、東北地方の古代城柵に見られる圍繞施設とそこに設けられた門や櫓の全般について検討している(村田 2010)。

一方で材木堀は、古墳時代にも造られており、倭国北縁の地域でも調査事例が多い。しかし、7世紀以降の城柵遺跡などで見られる材木堀と、古墳時代の材木堀との関係などを、総合的に検討した論考はほとんどない。7世紀以降に造られた材木堀を用いた施設は、

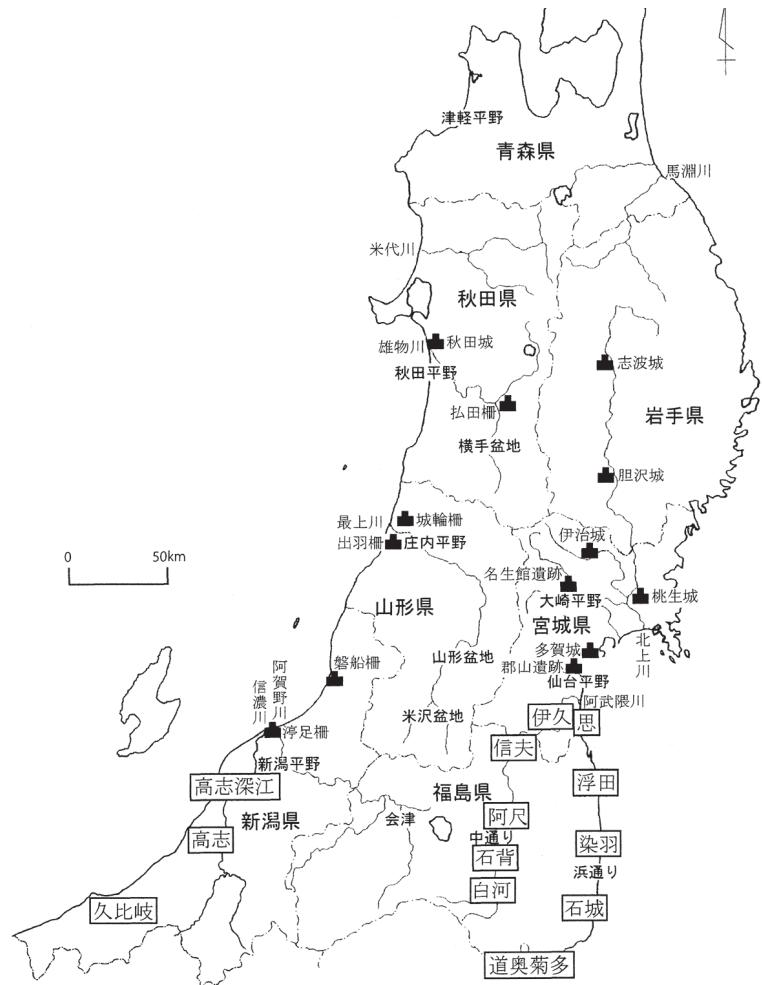


図1 主要な城柵遺跡の位置と国造の分布

総じて規模が大きく、それらの建設に伴い環境が人為的に改変された可能性も想定できる。境界のランドスケープを考える上でも、材木堀の基本的な特徴を検討し、整理しておくことが必要である。

そのため本論では、材木堀の構造と類似施設を検討し、その系譜関係を検討したい。その上で、7世紀後半に材木堀が大規模に造られたことが、倭国北縁の地域社会にもたらした意味を考えてみたい。

II 城柵遺跡・圍繞集落と材木堀

1 城柵遺跡の外郭施設

溝に木材を埋め込んで堀とする、「材木堀」「材木列」などと呼ばれる施設は、戦前に調査された、秋田県大仙市弘田柵や山形県酒田市城輪柵跡の事例が早くに知られていた。これらの遺跡では、スギの角材を並べて立てて堀としていた。

太平洋側では、1960年代から開始された多賀城跡の発掘調査をはじめとし、各地の城柵遺跡で発掘調査が

行われてきた。城柵遺跡の外郭施設は、城柵遺跡の性格の理解とも深く関わるものとして、実態解明のための調査・研究が進められてきた。多賀城跡が造られた8世紀前葉以降では、太平洋側の城柵の外郭施設の多くは築地塀で、一部に土塁が使われていることが明らかとなった。城柵遺跡の中心部である政庁の実態が明らかとなるとともに、築地塀が外郭施設の基本となることから、城柵遺跡について、軍事的機能より行政的機能を強く見る意見が提起される根拠ともなった。ただし多賀城跡においても、外郭線が低湿地を通る部分では、材木塀が使用されていることが判明し、築地塀と材木塀が併用されていることも明らかとなってきた。

そのような中で、1980年代以降の調査の進展によって、多賀城跡造営以前に造られた城柵遺跡が知られるようになり、7世紀代に遡る事例が増加してくる。それらの遺跡の中には、宮城県仙台市郡山遺跡のように、材木塀をめぐるものが知られるようになっていく。

2 仙台市郡山遺跡の材木塀

郡山遺跡では、材木塀をめぐる遺構群がII時期にわたって変遷していることが判明し、I期官衙、II期官衙と呼ばれている(図2)。郡山遺跡については、現在は郡山廃寺とされる区域で古瓦が出土することが、戦前から知られてきた。しかし遺跡の実態解明は、1980年代から始まった発掘調査を待たねばなら

なかった。総括報告書によって、以下に概要を述べる(長島(編)2005)。

I期官衙は東西約300m、南北約600mの規模で、真北より東に30~40度傾いて造られている。材木塀や板塀で方形に囲われた複数のブロックが、隣接してつながっている。ブロックには、掘立柱建物が並ぶ中枢部、総柱建物による倉庫群や掘立柱建物と竪穴建物が併存する雑舎群、竪穴建物が集中する区画がある。7世紀後半に存続した。

II期官衙は、I期官衙を取り壊して同じ場所に造られる。真北に合わせて造られ、およそ四町(428m)四方に直径30cm程のクリ材を立て並べた材木列と、外側に大溝、さらに大溝から50m外側に外溝をめぐる。内部は中央からやや南寄りに中枢部(政庁)が置かれているが、中枢部を囲う区画がない単郭構造となる。II期官衙の南には郡山廃寺があり、それ以外にも建物群が検出されており、関連する施設があったと考えられる。II期官衙は7世紀末から8世紀初めにかけての多賀城以前の陸奥国府と考えられている。

郡山遺跡では、I期官衙・II期官衙のいずれにおいても、主要な区画施設として材木塀が使用されており、太平洋側では丸材を利用した材木塀が存在することが明確となった。郡山遺跡での材木塀の確認以降、宮城県域の7世紀以降の城柵や関連する遺跡において、材木塀の発見が相次ぐこととなる。

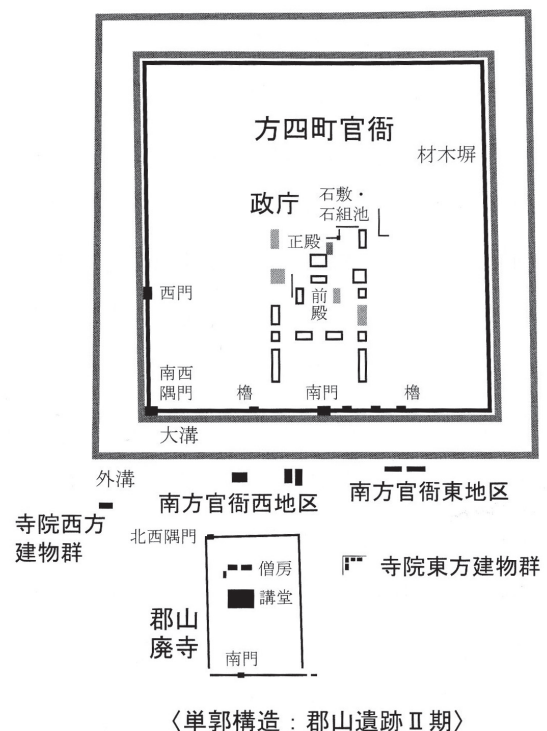
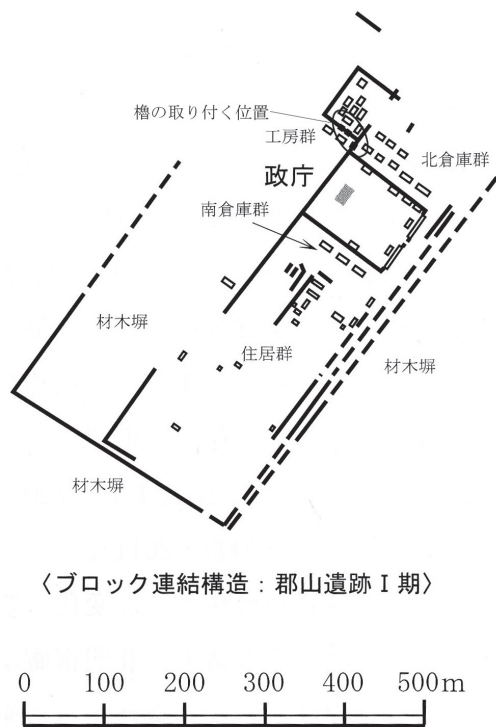


図2 郡山遺跡遺構配置図(村田2014より、一部改変)

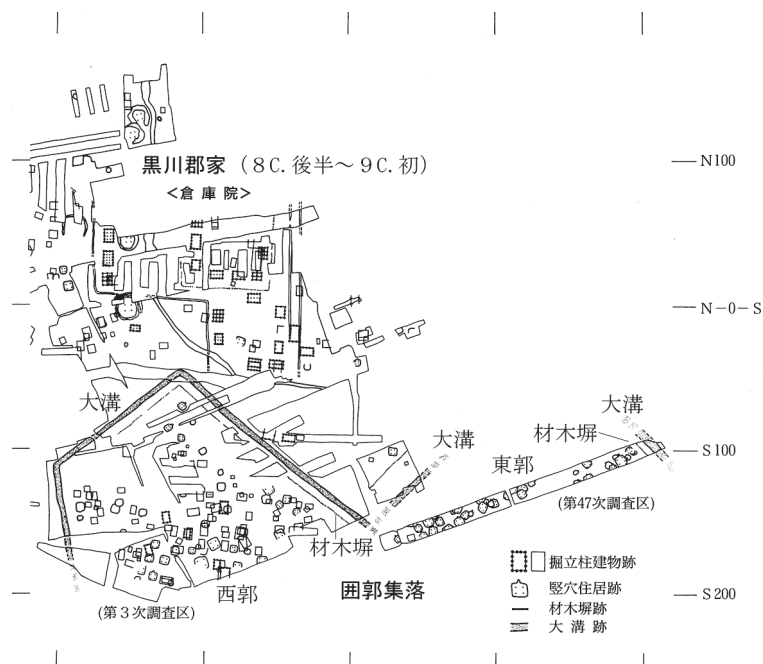


図3 一里塚遺跡遺構配置図 (村田 2000より)

3 囿郭集落の発見

宮城県では、1990年代以降、城柵や官衙に先行して、遮蔽施設や大溝で住居群などを囲う「囿郭集落」が多数造営されていることが明らかとなってきた。最初に概要が明らかとなってきたのが、宮城県黒川郡大和町一里塚遺跡である (村田 2000、図3)。

一里塚遺跡では、北側に倉庫を中心とした区画があり、8世紀後半から9世紀初頭の黒川郡家と推定されている。その南側に、大溝と材木堀で囲われた区画が発見された。内部の遺構は竪穴建物が主体を占め、小規模な掘立柱建物も検出されている。さらに、この区画の東側にも別な区画があり、内部から竪穴建物が多数検出されている。これら区画の年代は、7世紀後葉から8世紀中葉で、官衙に先行して営まれている。

この一里塚遺跡以外にも、同様の溝や材木堀で囲われた集落遺跡が、7世紀後半に宮城県内で多数造営されていることが明らかとなっていく。これらの遺跡を検討してきた村田晃一は、官衙造営を目的とした計画性の高い集落ととらえ、「官衙造営囿郭集落」と呼んでおり (村田 2002: 66)、「囿郭集落」との呼称が一般化していった。

一方、熊谷公男は城柵をあらためて5タイプに分類し直し、囿郭集落を「柵」タイプの城柵と位置づけている (熊谷 2007、2009)。この熊谷の指摘などを受けて村田晃一も、囿郭集落を城柵の一類型としてとらえ直し、郡山遺跡Ⅰ期官衙など、複数のブロックが連結するものを、「ブロックA類」、囿郭集落を「ブロック

B類」として整理している (村田 2015)。

4 倭国北縁での7世紀以降の材木堀を用いた施設

これまでに知られている、倭国北縁にあたる地域において、7世紀以降に造られた、材木堀を用いた施設をまとめておきたい。前述のように村田晃一が整理しており (村田 2015)、城柵遺跡の外郭施設についても通覧して検討している (村田 2010)。それらの成果をもとに、材木堀に注目して、以下に概観しておきたい (図4)。

【太平洋側】

多賀城造営までの城柵や囿郭集落では、外郭の遮蔽施設は材木堀に限られる。村田の整理に基づき、次の3類型に分けておく。

囿郭集落 (ブロックB類、7世紀後半～)

刈田郡蔵王町十郎田遺跡

仙台市長町駅東遺跡・西台畑遺跡

多賀城市山王・市川橋遺跡

黒川郡大和町一里塚遺跡

東松島市赤井遺跡Ⅱ-2期

大崎市名生館遺跡天望地区

大崎市南小林遺跡Ⅰ期

複数の方形区画によるブロックが連なる (ブロックA類、7世紀後半)

仙台市郡山遺跡Ⅰ期

東松島市赤井遺跡Ⅲ期

大崎市権現山・三輪田遺跡

大崎市南小林遺跡Ⅱ期

大規模な方形区画で全体を囲う単郭構造の城柵（7世紀末～8世紀初）

仙台市郡山遺跡Ⅱ期

これら以外にも、部分のみの検出で全体の様相が判明しないが、材木堀で区画された刈田郡蔵王町都遺跡などもあり（鈴木 2016）、太平洋側では7世紀に、各所で材木堀を用いた施設が造営されていたことが判る。

8世紀前葉に多賀城跡が造営されると、中心施設である政庁と、それを取り巻く実務官衙である曹司城による、複郭構造の城柵が造られるようになる。遮蔽施設は、築地堀が主流となるが、低湿地などでは材木堀が代用される場合も多賀城跡などで見られる。曹司城の外郭遮蔽施設には、櫓が伴うようになる。この段階になると、囲郭集落は廃絶していく。

8世紀中頃以降、宮城県北部の城柵遺跡では、複郭構造のさらに外側に、堅穴建物を主体とする居住域を取り込み、それらを遮蔽施設で囲う三重構造の城柵が造られるようになる（村田 2004）。政庁－内郭（曹司城）－外郭（居住域）という三重構造となる城柵遺跡には、宮城県域では大崎市宮沢遺跡、石巻市桃生城跡、栗原市伊治城跡があり、岩手県盛岡市志波城跡や日本海側であるが秋田県大仙市払田柵も三重構造となる。8世紀前半に、複郭構造で造営された宮城県加美郡加美町の東山遺跡や城生柵跡では、広大な範囲を取り込んで三重構造へ変化する（村田 2007）。三重構造城柵の最も外側の遮蔽施設には、築地堀に加えて土塁が造られる場合もあり、材木堀も低湿地などで併用されている。この最外郭の遮蔽施設には、櫓が取り付く。

【日本海側】

日本海側では、7世紀代の城柵の実態が判明していない。囲郭集落のような、区画する集落遺跡も見つかっていない。8世紀後半の秋田城跡（秋田県秋田市）政庁Ⅱ期に、築地堀と丸材の材木堀が併用されているが、前後の時期には続かない。9世紀に造営される秋田県払田柵跡や山形県城輪柵跡では、角材による材木堀が造られていく。このように日本海側では、材木堀は9世紀の角材を利用したものが主体を占めている。それ以前の時期では、文献史料に記載されているものの、遺跡が確認できていない城柵もあり、今後の調査に期待するところが大きい。



図4 本論で取り上げた遺跡の位置

III 材木堀の構造と類似施設

これまでに知られている材木堀を見ると、使われた木材の太さと密接度など、詳細に検討すると変移があり、その用途を考える上では無視できない。典型的な材木堀以外にも、類似した施設もあるが、それぞれの関係についての検討はほとんど行われていない。

1 材木堀の具体的様相

木材を立て並べる材木堀の中で、材木が残存しており、様相が良く判っている事例を中心に、その具体的な様相を見てみたい。

【秋田県大仙市払田柵跡】

昭和初期の調査で角材による材木堀が発見されたが、本格的かつ継続的な調査は払田柵跡調査事務所が設置された1974年から始まった。調査40周年記念誌によって、概観しておきたい（払田柵跡調査事務所 2014、図5）。

9世紀初頭の創建時には、長森丘陵を囲う外郭と、その内部に政庁があり、さらにそれらの外側の沖積地

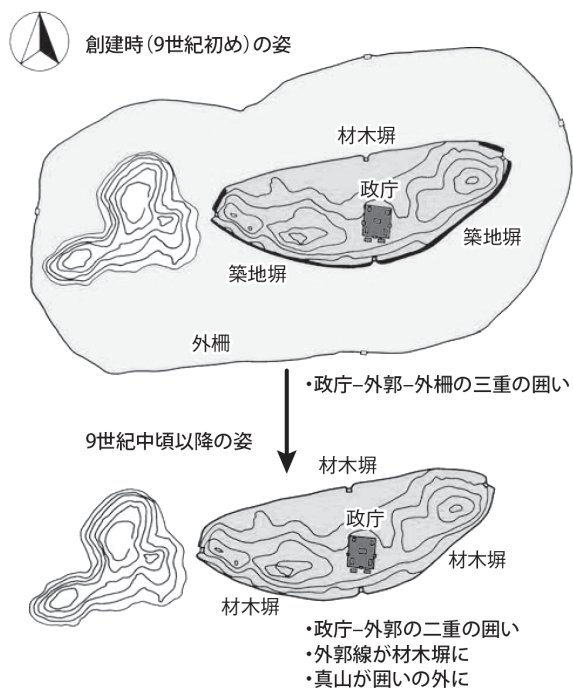


図5 払田柵跡模式図

(払田柵跡調査事務所(編) 2014より)

を広く囲う外柵からなる三重の構造であった。外柵は、角材を密接して並べる材木堀であるが櫓は見つかっていない。創建時の外柵は、築地堀と角材による材木堀が併用されている。850年頃の改修期(B期)以降は、外柵はなくなり、政庁と外郭からなる複郭構造へと変化する。外柵は全て材木堀となり、櫓が附属するようになる。

材木堀の角材は、根本の部分が残存しているのが各所で発見されており、一辺の長さが25~30cmである。第107次調査において、外郭に用いられたと考えられる材木堀の角材が、木道へ転用されているのが発見された。長さは4.65mで、1m埋設されるので、地上高は3.6m程度になると推定されている。現在、史跡整備事業で復元された外柵材木堀を現地で見ることができるが、その高さは3mであり、この復元よりは若干高かったこととなる。材木堀の角材には、上端から約1.35mの位置に高30cm、幅10cmほどの貫穴があげられ、そこに横方向の材(貫木)を通して柵木どうしが連結されていたと推定される。地上高3.6mと見上げるような高さがあり、幅30cm近い大きな角材が、隙間なく密接して並べられ、貫木で堅くつなぎ合わされていた訳であり、木材に

よる壁がそびえ立っていたような景観が復元できる。

【宮城県仙台市郡山遺跡】

II期官衙の材木堀の様相が比較的良く判っている、74次調査の成果を見てみたい(木村・及川・千葉1988)。この74次調査では、II期官衙外郭南辺の材木堀(SA33)が、長さ16.8mにわたって検出されている(図6)。底面附近の木材が残存しており、57本が確認された。検出面から最深部の深さ約1.4m。直径22~28cmの木材を、心々間隔30cmで並べていた。ほぼ密接して並んでいたと考えられる。57本中、芯持材18本、割材38本。ほとんどが丸材で一部角材かと推定されているが、残存状況が悪い部分もあり断定されていない。芯持材は上部ほど細くなっていた可能性も残るが、割材の場合は太さをそろえていれば、上下で太さはほとんど変わらないこととなる。材木の上部の状況は残っていないため判断できないが、根本では空隙を空けないように材木が立て並べられていたと考えて良く、材木の間隙間が大きにならないように造られていたものと考えて良いだろう。なお、郡山遺跡の材木堀は、これまでに調査されたものは、基本的にクリ材が使われている。

II期官衙外郭は428m四方のため、単純に4倍すると1,712mとなる。30cmごとに材木が立て並べられていたとすると、5,707本が必要となる。門などの部分では材木堀が途切れるため、実際にはこれより少ないと思われるが、5,000本以上が必要とされたことは間違いないだろう。

郡山遺跡I期官衙については、材木が抜き取られているものも多く、詳しい状況が判らないものが多い(長島2005)。確認された柱痕跡の大きさには変移が

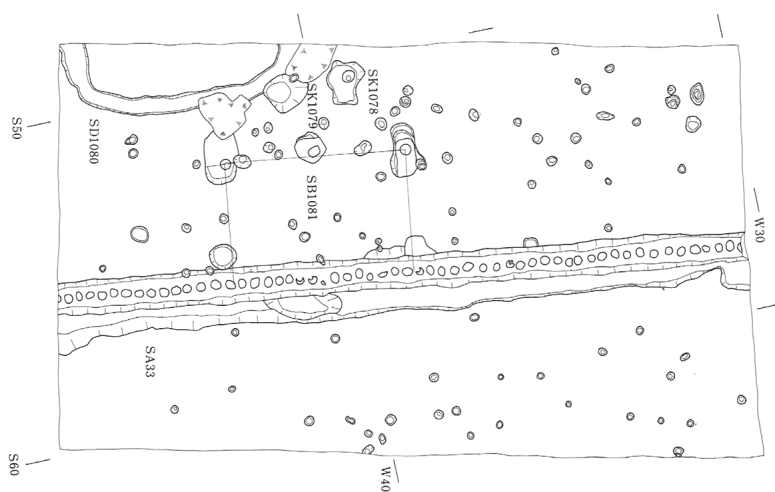


図6 郡山遺跡74次調査検出の材木堀

(結城・木村・渡辺1989より、一部改変)

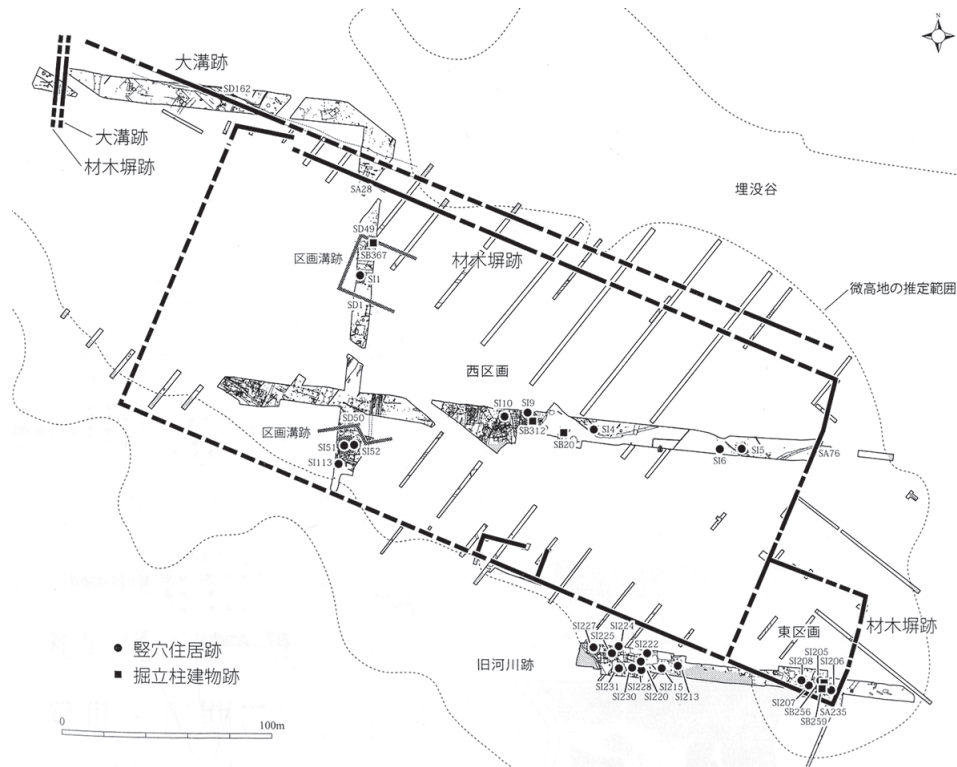


図7 十郎田遺跡遺構配置図(鈴木 2016より)

大きい、太いものでは25cm程度ある。かなり密接して立て並べられていたと推定できるものもあるが、全てにあてはまるかどうか慎重に検討する必要がある。

【宮城県刈田郡蔵王町十郎田遺跡】

7世紀後半に営まれた、材木堀で囲われた囲郭集落である。東西約312m、南北約144mの西区画の南東隅に、東西約56m、南北約58mの東区画が附属する形となる(図7)。区画の中は竪穴建物が主体で、小規模な掘立柱建物もある。竪穴建物のカマドは、在り型と関東型が半々となっている。材木堀は、直系20cm前後の柱材を心々約45cm間隔で配列する。柱材は調査された39点中の37点がクリで、95%となる。ほとんどが割材(芯去材)であったと報告されている(鈴木 2014)。材木堀の推定総延長は1,068m、平均の柱間隔45cmであることから、2,350本の柱材が必要とされたと推定されている(鈴木 2010: 33)。材木の間は、10cm前後の隙間が空いていたと考えられる。上記の払田柵跡や郡山遺跡の材木堀と比べると、材木の間隙が、やや目立つ状態であったと考えて良いであろう。

2 材木堀に類似する施設

【布掘り溝に材木を立て一本柱列とするもの】

細長い溝に間隔を開けて柱を立て、一本柱列としたものである。柱の掘り方が一つずつ独立していると、通常の本柱列となるため、一本柱列の一類型と考えることができる。江戸時代の板堀まで、同様の構築方法は存在する。一本柱列は、掘立柱建物より、柱間隔が狭くなる傾向がある。一つずつ柱を据える柱穴を掘るより、溝状に掘る方が効率的な場合、この方法が採用されたと考えられる。柱と柱の間が空いため、横材でつなぐ必要がある。横材は手掛かり足掛かりとなるため、防御性を高く見積もることは難しい。柱の間に、別な木材が立てられていたかどうかについては、詳細な検討が必要となる。

仙台市宮城野区岩切鴻ノ巣遺跡第7次調査では、5世紀の集落遺跡を区画する2時期の柱列が検出されている(工藤(編)2004)。細い溝を掘った上で、柱の据えられる部分だけ、更に深く掘っている(図8)。このように、柱の位置が明確に判る事例では、柱間隔が空く一本柱列であることが容易に判明する。しかし、柱の部分も他と同じ深さであった場合は、柱痕跡の検出によって判断することが必要となる。材木を並べたのか、間隔を空けて柱が立てられたのかを識別することは、柱痕跡の検出精度に関わる。木材が抜き取

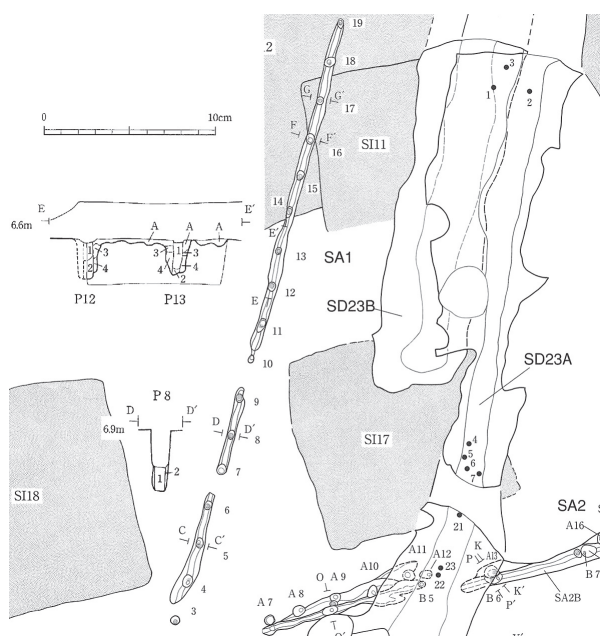


図8 鴻ノ巣遺跡の区画施設
(工藤(編) 2004より、一部改変)

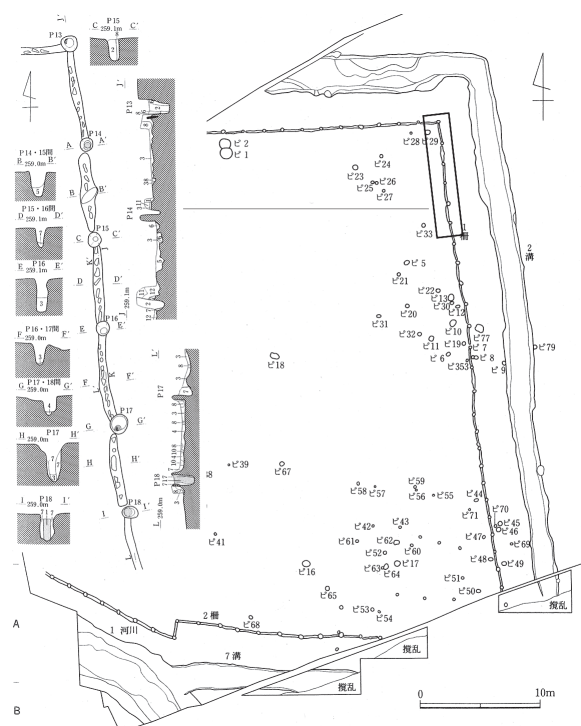


図9 清水内遺跡の区画施設
(高松ほか 1999より、一部改変)

られていた場合は、両者の識別が困難となる場合もある。

【溝の中に板材を立て並べるもの】

郡山遺跡 I 期官衙で確認されている。報告では「板堀跡」と呼称している。I 期官衙中枢部の東辺で検出された。A 期と B 期に細分されているが、B 期に伴うもので、場所によっては A 期の一本柱列に代わってこの板堀が造られていた(長島(編) 2005: 262-265)。深さ 60cm 程度の溝に、厚さ 4~6 cm の板材の痕跡が検出されたことから、この厚さの板材を立て並べたと推定されている(結城・木村・渡辺 1989)。掘立柱建物や一本柱列の末端の柱に接続して構築されており、柱の間をつないでふさぐような構造と考えられる。

【一本柱列と板材を組み合わせるもの】

福島県郡山市清水内遺跡 6 区で発見された、古墳時代中期の方形区画施設に見られる(高松ほか 1999)。区画する溝の内側に柵列が検出された。間隔を空けて柱穴に柱を立て、柱の間に溝を掘り、丸太材をミカン割りにした木材を立て並べている(図9)。柱の樹種は 7 点が分析されており、6 点はコナラ節、1 点はクリと報告されている。

このような材木堀に類似する施設の場合、材木堀なのか、類似する施設なのかを判別することが必要となる。しかし、材木や柱などの痕跡がうまく検出できなかった場合や、抜き取りによって痕跡が残っていない場合などでは、判断が難しくなることもあり得る。

個々の資料を検証する際に、留意しておく必要がある。

また材木堀でも、材木が腐朽して失われている場合、溝の埋土中で、柱痕跡を探索して認識することとなる。あるいは、底面が少し凹んでいるなどの痕跡が残っている場合は、そこから材木の大きさが推定できる。埋土中の柱痕跡から推定する場合、検出した柱痕跡の大きさが、本来の材木の大きさを正確に反映しているかについて注意が必要である。柱痕跡の大きさが、土圧によって、実際の柱より小さくなる可能性も考えておく必要がある。

IV 材木堀の系譜

材木堀が多用される 7 世紀後半以降の城柵遺跡や圍郭集落は、律令国家が確立していく過程で、中央政権が関与して造られていったと考えられている。当時の中央政権は、さまざまな制度とともに、宮都や寺院など新たな施設を取り入れて造営していく。しかし、東北地方の古代城柵遺跡の材木堀は、同時期の東アジアに類例を見出すことはできず、倭国外からの系譜で考えることは困難である。そのため、倭国内で先行する事例との関係が問題となる。

材木堀は、一定の太さと長さにとろえた材木を、溝

に立て並べることで構築される。構築にあたって、特に高度な技術が必要とされたとは考え難い。そのため、7世紀後半以降に造られる材木塀が、前段階のものとは関係なく、新たに生み出された可能性を、完全に否定することはできない。しかし、技術レベルは高くないにも関わらず、材木塀の使用が限定されることを重視したい。構築が比較的容易であれば、小規模な施設も含めて、より幅広い類例が見られても良さそうであるが、材木塀は古墳時代の方形区画など、比較的規模の大きな区画で使用される傾向がある。一つの系譜関係に収まらない可能性は考慮しつつも、先行事例との比較を試みたい。そこで次に、弥生時代から古墳時代の材木塀やその類似例について見ていくこととする。

1 弥生時代

弥生時代には、その当初から集落を溝で囲う、環濠集落が広く見られる。溝の埋土の状況などから土壘が伴っていたと推定され、この土壘上に材木塀が存在したという想定も多い。佐賀県吉野ヶ里遺跡のように、史跡整備において材木塀が復元されている事例もある。

弥生時代には、さまざまな戦争の証拠が見られることから、環濠集落や高地性集落において、防御機能が想定されることが一般的である。しかし、これらの防御機能が想定される集落遺跡において、一本柱列による遮蔽施設の検出事例はわずかに存在するが、溝に材木を立て並べた材木塀については、明確な検出事例は知られていない。そのような中で、材木を立て並べた遮蔽施設が検出されている事例が、秋田県大仙市の地蔵田B遺跡である。

地蔵田B遺跡は、弥生時代前期の集落で、ほぼ全体の様相が判明している(図10)。国史跡に指定され、整備されて公開されており、次に述べる材木列も復元されている。なお、国史跡としての指定名称は地蔵田遺跡となっている。

竪穴建物群を材木列が囲っており、「径20~30cm、深さ30~60cmのピットが連結するように認められ、柱列をなしていたと考えられる」「3本検出され、内側のもは長軸61m、短軸47mの構円形を呈し、全周する。中間のもは長軸64m、短軸50mの楕円形を呈し、検出されない部分もあり、南西部は内側の柵木跡と併用されると考えられる。」なお、一部の竪穴建物は材木列と重なっているが、材木列より新しい時期に



図10 地蔵田B遺跡遺構配置図

(菅原(編)1986より、一部改変)

造られたものであり、当初存在した材木列がその後撤去されたものと考えられている(菅原(編)1986)。

溝に立て並べるのではなく、一つずつピットを掘って材木を立てている点が異なるが、材木を立て並べて遮蔽施設とする点では、材木塀と共通すると考えて良い。しかし前述のように、弥生時代には材木塀は確認されておらず、地蔵田遺跡の事例は孤立している。東北地方においても、地蔵田遺跡に後続する時期の弥生時代遺跡では、類似する遮蔽施設の検出事例は知られていない。この点から、古墳時代以降に発見されている材木塀との直接的関係を直ちに想定することは難しい。ただし、次に検討する古墳時代前期の入の沢遺跡で材木塀が検出されており、弥生時代の高地性集落などで、同様の遮蔽施設が造られていた可能性は残っていると考えられる。

2 古墳時代前期の防御集落での材木塀

古墳時代に入ると、弥生時代に多数見られた環濠集落や高地性集落は見られなくなる。そのため、防御施設の可能性があるものは、次に検討する首長層の拠点施設を囲う溝や遮蔽施設だけとなる。その中で例外的な事例が、倭国北縁にあたる地域に見られる。宮城県北部にあたる、栗原市入の沢遺跡である(村上・高橋(編)2016)。

入の沢遺跡は、古代の城柵遺跡である伊治城跡の南側の丘陵頂部に営まれた、古墳時代前期の遺跡である(図11)。丘陵頂部のやや平坦な部分を囲うように大溝がめぐらされている。溝の位置は、丘陵頂部から若干下がったところに設けられている。そのため溝の内

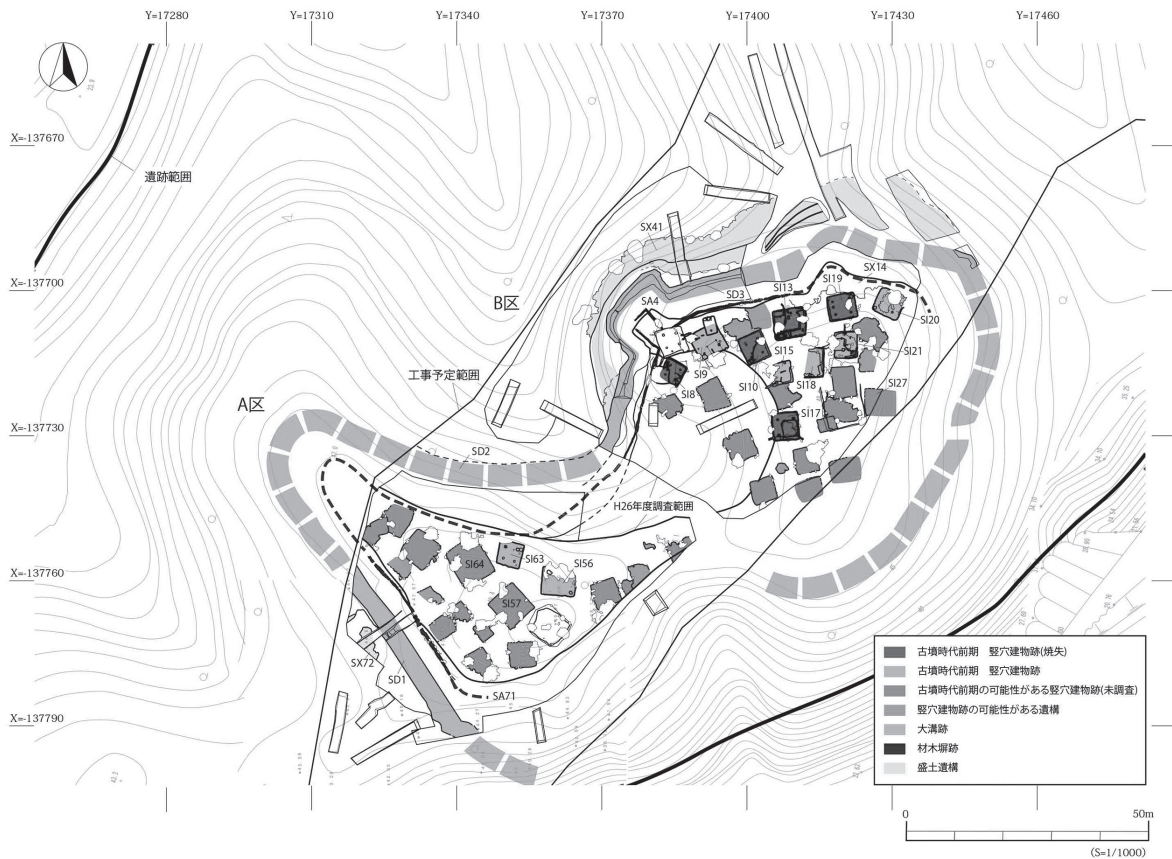


図11 入の沢遺跡遺構配置図 (村上・高橋 (編) 2016より)

側は急峻な斜面が続くこととなる。溝の外側には、掘削土を盛った痕跡が認められており、掘削土を外側に盛って、土塁状に高くしていたものと推定されている。

丘陵頂部の縁には、材木堀がめぐらされていた。溝で囲まれた部分は、おおむね地形に沿っているが、北側に張り出す部分が造られ、材木堀も方形に張り出す。張り出し部の内部では、建物や柱穴は検出されていないため、どのような機能を有していたのか判断することは難しい。材木堀は、木材は残っていなかったが、長軸10～20cmの材木の痕跡が検出されており、細い溝に材木を立て並べたものと考えられる。材木の間隔は、ほぼ接するものから35cm離れるものまでであるが、若干の隙間が空いていたものと思われる。材木を埋設した溝の深さは、残りの良い部分で100cm程あり、材木堀の地上の高さも、かなりあったことが想定される。

溝と材木堀で囲まれた内側には、竪穴建物が多数検出されている。遺跡を保存するために、床面まで調査された竪穴建物は少数であるが、調査された竪穴建物は焼失していた。倭製鏡、鉄製品、玉類など、古墳の副葬品と共通する遺物がまとまって出土した竪穴建物

もあり注目されている。

入の沢遺跡を外側から見ると、一番外側に土塁状の盛土があり、それを越えると大溝がめぐっている。溝の底面から丘陵頂部までの比高差は4～4.7mある。この高さの急斜面が続いた上に、材木堀がめぐるという構造となる。外部からの侵入を阻害する効果が高いと見なすことが可能で、防御を強く意識していたと考えべきであろう。

入の沢遺跡に類似する遺跡としては、同じく宮城県黒川郡大郷町に所在する鶴館遺跡があげられる(三好ほか 1994、佐藤 2011)。丘陵頂部を大溝で囲っており、古墳時代前期に属する点で入の沢遺跡に類似する。残念ながら、内部が調査以前に行われた工事で大きく破壊されており、竪穴建物が一部検出されているだけである。材木堀のような遮蔽施設は検出されていない。

入の沢遺跡や鶴館遺跡が立地する宮城県北部は、古墳文化と続縄文文化が混在する地域である。他に例を見ない古墳時代前期の防御的な遺跡が出現する背景に、この異なる文化が混在する地域であることが指摘されている。ただし、古墳文化と続縄文文化は、基本的には密接な関係を持って共存していたと考えられる

ことから(藤沢 2007)、緊張関係が存在したとしても一時的なものであったと考えられる。縄文文化を相手とした交易の窓口をめぐる、古墳文化側の勢力間での、主導権争いの可能性も検討する必要がある。

入の沢遺跡の防御機能を有した集落は、弥生時代以来の防御機能を有した集落の系譜を引くものと考えられることができるであろう。しかし、弥生時代の環濠集落や高地性集落は新潟県が北限となり、東北地方では検出事例がない。そのため入の沢遺跡の系譜を、東北地方内部に求めることは難しい。東北地方では、古墳文化が波及すると、土器や住居構造などの日常生活に関わるあらゆる面で、伝統的な弥生文化の影響は払拭されてしまう。そのことも踏まえると、入の沢遺跡の防御機能を有した集落は、古墳文化の波及とともに、新たにもたらされたものと考えべきである。

一方、入の沢遺跡に後続する時期には、宮城県域を含めて、同様の遺跡は見つかっていない。今後発見される可能性は皆無ではないが、防御機能を有した集落遺跡の系譜は、一旦は途切れるものとするのが、現状では穏当な見方であろう。

3 古墳時代の首長拠点・区画集落の遮蔽施設

上記した入の沢遺跡を除くと、古墳時代には材木堀やそれに類似する遮蔽施設を設けるのは、いわゆる首長居館などと呼ばれる、方形を基調とした区画施設で囲われた遺跡である。古墳時代の方形区画で囲われた遺跡では、内部の建物などのあり方などで、かなり変移が大きい。その機能が一律ではなかったことを示唆する。そのため、首長層が、首長としてのさまざまな行為を行った場所として広くとらえ、首長拠点と呼んでおく。

溝や柵などで区画した遺跡には、多数の竪穴建物が伴い、集落と考えられる遺跡もある。これら区画施設を有するものが、全て首長層に関わる施設であるとは限らない。ここでは、それぞれの遺跡の性格を検討することが目的ではないので、集落遺跡にも区画施設を有するものがあることを確認するに留めておきたい。

方形区画を有する基調とした首長拠点の多くは、外周に溝や遮蔽施設をめぐる。それらの中で、材木堀やその可能性のある溝が伴う方形区画は、全国各地に分布している。しかし、保存状態にもよるが、遮蔽施設の詳細が明らかとなっている事例は多くない。細くて深い溝が、区画の大溝の内側に並行することから、堀跡と考えられている事例が多い。今後、それぞれの

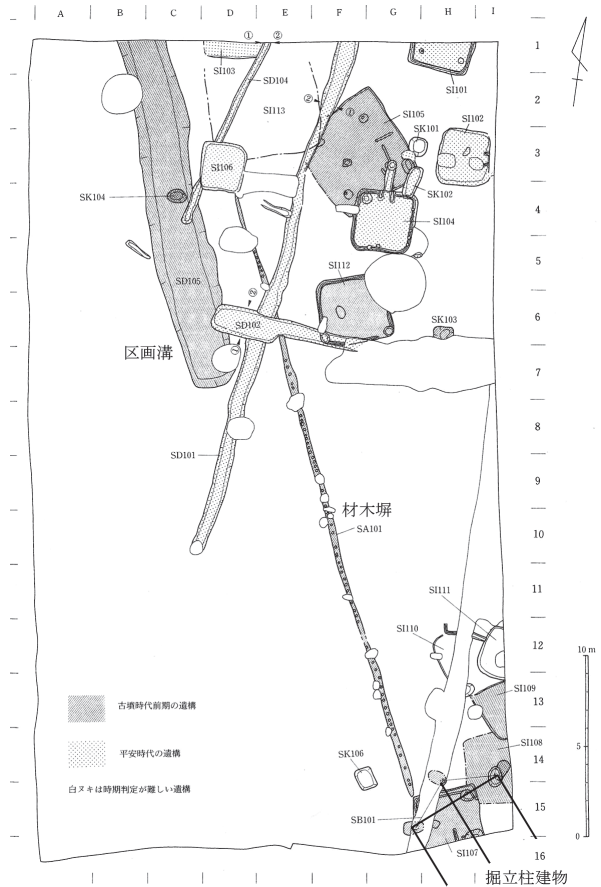


図12 佐沼城跡遺構配置図

(佐々間・小村田 1995より、一部改変)

遺跡の遮蔽施設の具体的な様相を比較検討していくことが必要である。現状では、特定の遮蔽施設が、特定の機能に結びついて解釈できるものは見出し難い。

材木堀が区画に用いられた施設の機能を考える上で、興味深い事例が宮城県域で確認されている。登米市佐沼城跡では、溝と併行する材木堀で区画された、古墳時代前期の遺跡が発見されている(佐久間・小村田 1995)。材木堀は、幅40~50cmの掘り方で、底面で柱痕跡が検出されている(図12)。報告では「柱痕跡は直径15cm前後の円形で、その底面は地盤が軟らかいためか掘り方底面より5cm程落ち込んでいる。柱痕跡相互の間隔は10~18cmでばらつきがある」とされている(佐久間・小村田 1995: 66)。底面の落ち込みは、材木の太さと大きく異なることは想定し難いため、材木はやや細めで、隙間が目立つ状態であったと考えられる。材木堀は南側で途絶え、その南に掘立柱建物 SB101がある。建物は調査区外へ延びていくため、柱穴3基の検出に留まるが、柱穴の位置関係から見て、棟持柱を有する建物であった可能性が指摘されている。棟持柱建物は、倉庫やそこから発展した祭祀用建物の可能性が想定される。材木堀が建物直前で

途絶えていることは、建物と一体となって、特定の場所を区画していたと考えられる。棟持柱建物が存在することから、祭祀の空間を区切る役割を想定することもできるであろう。入の沢遺跡と近い時期に、材木堀が異なる機能を持って使われていたことを示している。

首長拠点とされる方形区画の遮蔽施設に、掘立柱による一本柱列がめぐらされている事例も多い。特に、古墳時代でも中期から後期の、区画の規模の大きなものは、一本柱列による堀が多い傾向がうかがえる。群馬県三ツ寺 I 遺跡などが典型例である。

一方、中期後半の事例であるが、岩手県奥州市の前半入遺跡では、材木堀が使われていたことが判っている（高木（編）2002）。前半入遺跡は、最北の前方後円墳である角塚古墳から2km程北に位置する集落遺跡であるが、その一角から溝で区画された方形の区画が発見されている。溝の内部の大きさは、各辺が27～32mのほぼ正方形で、溝のさらに内側に材木堀が発見された。細長い溝の底面に、ピットが並んでおり、材木を立て並べたものと考えられている。「ピットの径は10cm強から最大で30cm程と幅があり、深さは溝底面から10～30cm程度」「間隔は5～25cmと幅があり、10～15cm前後が多い」とされている（高木（編）2002: 106-107）。太きに変移がある材木が、やや隙間を空けて並んでいたと考えられる。

倭国の北縁域では、この前半入遺跡より新しい時期は、7世紀後半に出現する城柵や囲郭集落に伴う材木堀まで、確実な事例を欠いている。両者をつないで考えるには、なお時間的隔りがある。そのため、全体的な様相を踏まえて、より蓋然性の高い推定を行う必要があるだろう。

4 古墳時代区画施設の突出部

古墳時代首長拠点には、溝の中に突き出るように造られた突出部が存在する事例が多い。それに合わせて、遮蔽施設も突出する場合がある。このような突出部が、防衛的施設と考えられるかどうかという点は、区画された施設の性格を考える上でも重要である。

首長居館として最初に具体像が明らかとなった群馬県三ツ寺 I 遺跡では、周囲をめぐる溝に突出部が造られ、一本柱列も突出する。その内部には柱穴などの施設は検出されていない。突出部に櫓状の建物が存在する復元復原案が示されたこともあるが、突出部内に遺構が検出されていないことから、櫓などの存在には否

定的な意見が一般的である。

一方、前述した宮城県入の沢遺跡の突出部を見ると、首長拠点における突出部と平面形態の類似性は高いと言えるであろう。そのため、首長拠点における突出部についても、防衛的な性格を想定することも不可能ではない。

しかし、群馬県三ツ寺 I 遺跡や、構造が類似する群馬県北谷遺跡の首長拠点は、水の祭祀が主要な役割であったと考えられる。図13には、三ツ寺 I 遺跡の、若狭徹による復元図を示したが、各場所の機能が想定されている（若狭 2018）。これを見ても明らかなように、三ツ寺 I 遺跡の主要な機能は、水をめぐる祭祀であったと考えることができる。筆者は、若狭の復元に加えて、冷たい湧水を広い溝に引き込むことで温めて、灌漑用水として利用するという実用的な機能もあったのではないかと推定している。また近年の古墳調査では、遮蔽施設を表現したと考えられる囲形埴輪や柵形埴輪、あるいは遮蔽施設そのものを表した埴輪の内部に、導水施設や導水施設を中に備えた家形埴輪が置かれている事例が増加している。この点も、古墳時代の方形区画に囲まれた首長拠点の主要な機能として、水をめぐる祭祀が重要であったことを示すものであろう。このような点を踏まえると、三ツ寺 I 遺跡の方形の張り出し部も、水の祭祀に関わっていた可能性があり、防衛機能に引き付けて解釈することは難しいと考える。

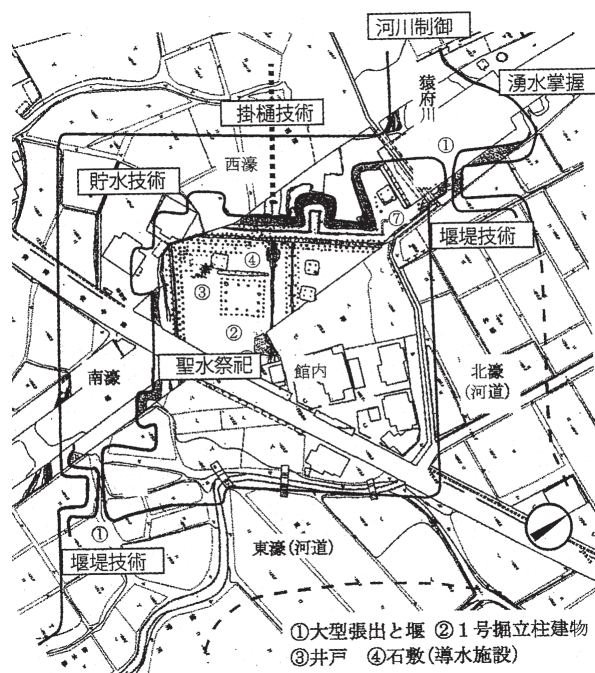


図13 三ツ寺 I 遺跡復元図（若狭 2018より）

5 材木堀に取り付く櫓

遮蔽施設に軍事的な防御機能が期待されていたのか否かを判断する際には、櫓の有無が一つの指標となる。古墳時代までは、遮蔽施設に櫓と考えられる建物が伴う明確な事例は認め難い。7世紀以降の囲郭集落や城柵遺跡の櫓については、村田晃一が検討している。氏の一連の検討をもとに、概観しておきたい。

囲郭集落では、櫓が伴う事例は確認できていない(村田 2015)。櫓の可能性のある建物が遮蔽施設に伴う最初は、郡山遺跡Ⅰ期官衙である。

7世紀後半の郡山遺跡Ⅰ期官衙では、中枢部の北東側のブロックの区画する材木堀をまたぐ1間四方の掘立柱建物が3棟確認されている(図2参照)。建物の部分の材木堀は途切れない。材木堀をまたぐという位置関係から、櫓と考えるのが妥当である。ただし、外郭線とは考え難い場所で、内部を区画する堀に取り付いており、外部からの防御という機能を想定するには疑問が残る位置関係である。また1間四方という小規模な建物であり、見張り台としては機能したと思われるが、戦闘行動を行う場所としては小規模であると言えるだろう。軍事的防御施設としての櫓と考えるには、問題が残っている。

7世紀末に造営された郡山遺跡のⅡ期官衙では、外郭線に櫓と考えられる建物が見られるようになる。総括報告書では、外郭材木堀の南西隅と西辺で発見された、材木堀が取り付く掘立柱建物について、櫓の可能性を指摘している(長島(編)2005)。材木堀は建物端の柱に接続し、建物部分では材木堀が途切れている。これに対して村田晃一は、南辺のほぼ中央で発見され、南門とされた掘立柱建物と類似することから、門と考えている。その一方で、南辺に4ヶ所の櫓が認められると指摘した。村田は、材木堀に極めて近い位置に平行して見つかった1間×3間の建物や、材木堀から1間程度離れて材木堀に平行に並ぶ柱穴が片方を堀に寄せかけた建物と考え、これらが櫓と考えられることを指摘した。また、阿部義平が文献史料をもとに、堀をまたぎ屋根を持つタイプを「城櫓」、寄せかけ式の簡単な施設を「柵櫓」に相当すると指摘したこと(阿部 2006)を参照し、郡山遺跡Ⅱ期官衙南辺の櫓は「柵櫓」と考えられると主張している(村田 2014: 60-61)。指摘されている建物は、その位置と規模から、櫓の蓋然性が高いものと考えられることができる。

8世紀前葉の多賀城跡の造営以降、複郭構造の城柵

が広まると、外郭の遮蔽施設は築地堀が基本となり、一部で材木堀が併用される。外郭の遮蔽施設には、それをまたぐ形で櫓が設けられるようになる。

8世紀後半以降、三重構造の城柵が出現し、もっとも外側の区画内に居住域が取り込まれていくようになる。櫓は、これら全体を囲う、最外郭の遮蔽施設に取り付いて設けられる。外郭線が長くなることから、造られる櫓の数も大きく増加していったと考えられる。

6 材木堀の変遷

以上の検討を踏まえて、材木堀の変遷についてまとめてみたい。

弥生時代以来、溝に材木を立て並べる材木堀は、倭国域で造られ続けていた可能性がある。確実な事例は、前期の秋田県地蔵田遺跡だけであり、その後続く例が知られていない。しかし古墳時代前期の入の沢遺跡で材木堀が検出されており、弥生時代の高地性集落などで、同様の遮蔽施設が造られていた可能性は残っていると考えられる。

古墳時代の前期には、列島の各地の方形区画施設で、材木堀が使用されていた可能性がある。特に宮城県域では、防御性の強い入の沢遺跡、祭祀空間を区切る可能性が高い佐沼城跡など、多様な性格の遺跡で材木堀が用いられていたと考えられる。古墳時代中期後半(5世紀中葉)の中半入遺跡でも、方形区画に材木堀が用いられている。東北地方では6世紀の事例は確認されていないが、古墳時代を通じて、材木堀が多様な施設で使用されていた可能性が高いと考えたい。

古墳時代の区画施設で用いられた堀などの遮蔽施設は、材木堀に限らず、それに類似したさまざまな構造のものが存在したことは、本稿でも述べてきたところである。通常の掘立柱の柱穴が一行に並ぶ、一本柱列も多数存在した。このような多様な遮蔽施設の一つとして、材木堀も古墳時代を通じて使われ続けていたと考えることが、7世紀以降の動向を総合して考えると、最も蓋然性の高い解釈であると考えられる。

材木堀を含む古墳時代の遮蔽施設は、首長拠点の区画施設として主に用いられているが、その性格は一樣ではなかったと考えられる。防御的性格を重視できる事例は少なく、むしろ、特別な場所を区画し明示する目的と考えうるものが多い。そもそも遮蔽する堀などの施設には、往来を制御することによって、それによって区画された区域が、他とは区別される場所であることを示す機能がある。区別して示すための目的

は、多様なものが想定できるし、必ずしも一つである必要はない。また平常時と非常時では、期待される機能が変化することも考えられる。後に一般化する築地塀も、宮や寺院など、特別な場所を区画して示すとともに、往来を制御する目的もあったと考えられる。その区画を荘厳に見せる効果も期待されたであろう。従来の制御は、特定の出入口の利用を余儀なくさせるが、そのことは門の意義を際立たせるであろう。しかし、ひとたび軍事衝突がおきると、築地塀も防御施設としての役割を持たされたと考えられる。大化改新として知られる645年のクーデターでは、飛鳥板蓋宮で蘇我入鹿が暗殺された後、甘樫丘の蘇我蝦夷の邸宅に対峙して、中大兄皇子は飛鳥寺を軍営としている。軍営を防御する役割を、寺の外郭を囲う築地塀に期待したのであろう。

7世紀後半以降、倭国の北縁にあたる宮城県域では、材木塀を利用した施設が次々と造営されていく。古墳時代に存在したさまざまな遮蔽施設の中で、ごく一部を除くと、材木塀だけが採用されたという点は、特に重要であると思われる。材木塀は構造上、横木の必要性が低く、その点で防御機能の強い遮蔽施設と考えることができる。また、材木を準備すれば、それらを埋め込むことで材木塀は構築が可能である。横木を組み合わせる構造の塀より、木材加工の必用性は大幅に少ない。大規模な遮蔽施設を、特段の技術を持たない人々を動員して構築するにあたっては、材木塀は有利であったに違いない。これらの点が、材木塀が採用された理由と考えることができる。

7世紀後半以降の材木塀の様相は、遺跡の種類や時期によって変化する。時期的には併行するものもあるが、囲郭集落と郡山遺跡Ⅰ期官衙、郡山遺跡Ⅱ期官衙を比べると、順に防御機能が強くなっていく傾向が見て取れる。櫓が無い囲郭集落から、櫓が出現するが小規模な郡山遺跡Ⅰ期官衙、本格的な櫓が外郭材木塀に並ぶⅡ期官衙へと、櫓が整備されていく様子が見える。また、並べられる材木塀の直径と密度も、比較的隙間が多い囲郭集落から、30cm程の材木がほぼ接して並ぶ郡山遺跡Ⅱ期官衙へと移り変わっていったと考える事ができるであろう。材木が太くなり、密接に並ぶように変化したことも、材木塀の機能の変化としては重要である。

外郭の遮蔽施設に取り付く櫓の系譜については、本稿では追求できていないが、倭国外から取り入れた可能性も考える必要がある。一方で材木塀は、倭国内の

在来の伝統的なものである。在来の材木塀と、櫓を組み合わせた構造は、7世紀後半の城柵で生み出されたものと考えられる。

以上をまとめると、材木塀の歴史的展開過程は、次のようになるであろう。

古墳時代には、多様な目的で、さまざまな遮蔽施設が用いられており、その一類型として材木塀があった。材木塀の用途も、特定の目的に特化したものではなかった。7世紀後半の城柵遺跡や囲郭集落では、古墳時代の多様な遮蔽施設の中から材木塀が採用される。材木塀は、城柵に用いられる中で櫓と組み合わせり、次第に防御機能が明確となり、その目的に特化していくこととなる。このように把握しておくことが、現在知られている資料の実態を踏まえると、妥当ではないかと考える。

V 7世紀の材木塀がもたらしたこと

7世紀後半から宮城県域で造られている、囲郭集落の材木塀について、その目的は何処にあったのであろうか。外敵からの防御か、あるいは内部に居住する人々を囲い込むことが目的か。獣害から守ることも可能性としてはあり得るだろう。複数の目的があった場合も想定できる。どのように整合的に解釈できるであろうか。

囲郭集落では、内部に多数の竪穴建物が存在しており、ほとんどは一般成員の住居と考えて良いであろう。多くの人々が、囲われた集落の中で生活を送っていたことは間違いない。囲郭集落の性格についてはさまざまな議論があり、材木塀の役割についても、意見が一致している訳ではない。しかし囲郭集落では、材木塀に囲われた中で多くの人々が生活を送っていたことについては、意見の相違はないだろう。この点を出発点に考察したい。

それでは、内部で生活していた人々は、どのような人々と考えられるであろうか。

囲郭集落や郡山遺跡Ⅰ期官衙以降の城柵遺跡では、関東系の土師器が出土することが多く、文献史料に見える「柵戸」との関係を含めて検討が行われ、関東地方からの大規模な移民が行われた可能性が指摘されてきた。関東系土師器をはじめとする関東地方と東北地方の関係については、多方面から検討が進められてきており（国士舘大学考古学会（編）2009）、個々の遺跡の動態についても、詳しい検討がなされるように

なっている。関東系土師器については、供膳具である環類だけが出土する場合、移民と結びつけることはできないこともあるため、総合的に検討する必要がある。調理に使用された土器もセットで出土する場合や、東北地方には見られず関東地方で広がっていた住居のカマドの構築方法が見られる場合には、移動していた人々が存在したことは認められる(村田 2000)。また囲郭集落に先行する6世紀末から7世紀前半に、福島県から宮城県中部にかけて、材木堀は伴わないが、規模の大きな溝で区画された大規模集落が出現する(横須賀 2007)。それらにも関東地方との関係が認められるものがあり、囲郭集落の出現以前から、福島県域を含んで広域で連動する動きがあったと考えられる。そのため、関東地方だけでなく、福島県域など、東北地方でも囲郭集落が造られる宮城県中部より南に位置する地域の人々の移動も想定しておくことが必要である。

囲郭集落では、関東系土師器だけでなく地元を含む南東北の土師器も出土し、カマドにも関東系と地元のもの両者が見られる。そのため、関東地方や宮城県南部・福島県域から移住した、あるいは移住させられた人々と、地元の住民も含んで、これらの囲郭集落で生活していたと考えられる。

これらの人々の生活は、材木堀に囲われた内部だけで、完結していたとは考え難い。囲郭集落内部の遺構配置から見て、畑や水田というような農業生産の場所は、ごく小規模なものを除くと存在したことは考え難い。以前から指摘されているように、城柵などの施設建設に動員されていたとすると、労働現場は集落外部に存在したと考えられる。外に出て労働する一方で、寝食の場は囲いの中となり、ことさらに生活の場が分断されていたことになる。日常生活空間に遮蔽施設が持ち込まれ、周囲から分断されることが、当事者やそれに関わる人々に、いかなる意識をもたらしたかを考えてみたい。

城柵や囲郭集落は、中央政権が蝦夷とみなした人々の居住地域に造られていく。それでは、中央政権が公民とみなした倭人と蝦夷の間には、実際に差異は見出せるのであろうか。筆者は、弥生時代後期から古墳時代、さらには7・8世紀に至る過程で、倭国北縁の動向を検討してきた(藤沢 2007、2013)。詳細は旧稿に譲り、概略のみ述べる。

古墳時代の東北地方には、南東北には古墳文化が波及し、北東北には北海道の統縄文文化が広がって

た。太平洋側では、宮城県中部から岩手県南部にかけての地域で、両文化は混在して分布し、広い境界領域を形成していた。両文化の関係は、前期から中期に至るとともに、相互の関係が強くなっていく。ところが6世紀になると、南東北の古墳文化は衰退する。福島県中通地方と浜通り地方、宮城県南部を除く範囲で、古墳築造が著しく低調となり、集落遺跡数も減少する。同じ時期、北東北では、土師器と統縄文土器の折衷した様相を持った新たな土器が生み出され、7世紀以降に続いていくこととなる(宇部 2007)。7世紀になると、南東北では再び活発な古墳築造が見られる。北東北では、前段階に萌芽が見られた北東北独自の土師器を伴う、方形竪穴建物からなる集落が造られるようになり、統縄文文化から古墳文化の系譜を引く文化へ、大きく転換していくこととなる。

このような中で、中央政権は東北地方から北海道の一部の人々を蝦夷として認識し、7世紀中葉以降、城柵による独自の支配体制を構築していくこととなる。当時の中央政権が、どの地域の人々を蝦夷と認識していたかについては、文献史学の研究成果があり(今泉 1992、1999、熊谷 2004)、太平洋側では仙台平野など宮城県中部以北が、蝦夷の領域と考えられている。

中央政権が公民と見なした倭人と蝦夷の境界は、古墳時代以来のさまざまな考古資料の分布とは、ほとんど合致しない。唯一、合致するのは、6世紀の前方後円墳の分布と、城柵遺跡の分布だけである。このことは、中央政権による蝦夷という認識が、6世紀の政治的関係をもとに形成された可能性を示しており、蝦夷を政治的概念と考える見方に一定の妥当性がある。しかし中央政権の蝦夷概念には、異なった人々という認識が伴う。7世紀以降、中央集権的な国家形成に向かった中央政権は、自らが支配する領域を明示し、その正当性を示す必要があったと考えられる。その際、倭あるいは日本としてまとまる文化的同一性は存在していない。蝦夷との境界を見ても、文化的に倭人と蝦夷を分離できている訳ではない。その中で、他者を「蝦夷」と認識し、「彼ら」とは異なるという形で「われわれ」を示したと考える。中央政権による「蝦夷」という名付けは、境界創出のための他者認識であったと考える(藤沢 2013)。

囲郭集落などに造られた竪穴建物と出土遺物を見た時、関東地方からの移住者の可能性は指摘できる。しかし、仙台平野以北の蝦夷とされた人々か、それより

南の地域の公民とされた人々なのかを、考古資料から区分することは不可能である。7世紀の土器様相を見ても、宮城県北部の大崎地域までは南東北の土器型式、宮城県最北部の迫川流域より北側が北東北の土器型式の分布域となる。そもそも7世紀になると、南東北と北東北の物質資料に見える差異は、前段階までと比べると、格段に小さくなっている。北東北と南東北、あるいは南東北の中での地域ごとの細かな差異は存在したであろうが、そのような差異は漸進的な変移として現れ、明確な境界として顕在化することはない。

このように公民とされた倭人と蝦夷とされた人々の間で、明確な差異が認めがたい中で、居住の間では、材木堀という「境界」で、外部の人々と内部に囲い込まれた人々は遮られていく。差異が見えない中で、中央政権側の他者認識を基盤に境界が持ち込まれた。材木堀で囲われた集落の外部の世界は、このような他者の世界であった。材木堀で囲われた内部には、公民に加えて、蝦夷とされた人々で服属した者が含まれていた可能性はある。しかし、少なくとも外部の世界は、他者と見なされ「蝦夷」と名付けられた人々の世界であった。日々の生活の場において、他者認識を視覚化するものが材木堀であった。このような彼我を分けるイデオロギーによって、人々が生活の場において分断されていったことに、囲郭集落が果たした役割があったと考えることができないであろうか。そして、このようなイデオロギーによる分断の結果として、軋轢が生まれ軍事的対立へと至ったのが実際の歴史過程であったと考えるべきであろう。

材木堀を用いた囲郭集落や城柵に、最初から防御機能が顕著に表れる訳ではない。次第に防御機能が明確となり、その目的に特化していく。材木堀に見られる変化は、囲い込む行為を通じて、彼らとわれわれの間の境界が明確になっていった後に、軍事的対立が顕在化していったという上記の理解と、整合的であると考えられるであろう。

最後に、材木堀構築による環境への影響について、課題を述べておきたい。

7世紀以降の宮城県で造られた材木堀は、ごく一部を除いてクリ材が利用されている。クリ材は腐朽に強く、埋設して立てる用途に適している。生育環境にもよるが、直立して10m以上生育するため、直線的で太い用材を得やすい。これらの理由で、材木堀の用材としてクリが利用されたと考えられる。クリはいうま

でもなく、実が食用として古くから利用されてきた。またクリは、縄文時代以来、建築用材として重要であった。青森県三内丸山遺跡の巨大な掘立柱建物の柱材もクリであった。

材木堀の構築は、食用および建築材料として有用な、クリという特定樹種の大量伐採をもたらしたことは間違いない。同じ時期、宮城県域には、少なくない人数の移住者が流入したと考えられる。有用な特定樹種の大量伐採と、急激な人口増加が、同時に進んでいたこととなる。このことが倭国北縁にあたる宮城県中部から北部の地域の環境に、どのような影響をもたらしたのであるか。環境変化を直接的に示すデータは得られていないが、全く影響がなかったとは考え難い。人工的に変化させられ作られた環境という観点から、追求していくことが必要になってくるであろう。

謝辞

匿名の二人の査読者には、論旨を明確にするために有益な指摘をいただいた。英文要旨の作成では、田村光平氏にご協力いただいた。ここに記して感謝申し上げます。

本研究は、文部科学省・科学研究費補助金新学術領域研究(研究領域提案型)「出ユーラシアの統合的人類学:文明創出メカニズムの解明」A03班(JP19H05734)の助成による。

参考文献

- 阿部 義平
2006 「古代城柵の研究(二)—城郭の成立と機能—」『国立歴史民俗博物館研究報告』130: 21-95。
- 今泉 隆雄
1992 「律令国家とエミシ」『新版 古代の日本 9 東北・北海道』坪井清足・平野邦雄(監修)、須藤隆・今泉隆雄(編/東北)、pp. 163-198、角川書店。
- 1999 「律令国家と蝦夷」『宮城県の歴史』pp. 29-73、山川出版社。
- 宇部 則保
2007 「ix. 青森県南部～岩手県北部」『古代東北・北海道におけるモノ・ヒト・文化交流の研究—平成15～18年度科学研究費補助金(基盤研究B)研究成果報告書—』pp. 260-284、東北学院大学。
- 木村 浩二・及川 格・千葉 仁
1988 『郡山遺跡Ⅷ—昭和62年度発掘調査概報—』(仙台市文化財調査報告書第110集)、仙台市教育委員会。
- 工藤 哲司(編)
2004 『鴻ノ巢遺跡第7次発掘調査報告書』(仙台市文化財調査報告書第280集)、仙台市教育委員会。

- 熊谷 公男
2004 『古代の蝦夷と城柵』吉川弘文館。
2007 「城柵と城司—最近の「玉造等五柵」に関する研究を手がかりとして—」『東北学院大学東北文化研究所紀要』39: 1-34。
2009 「城柵論の復権」『宮城考古学』11: 51-66。
- 国土舘大学考古学会(編)
2009 『古代社会と地域間交流—土師器からみた関東と東北の様相—』六一書房。
- 佐久間 光平・小村田 達也
1995 『佐沼城跡—近世武家屋敷と古代の集落跡—』(迫町文化財調査報告書第2集)、迫町教育委員会。
- 佐藤 貴志
2011 『鶴館遺跡』(大郷町文化財調査報告書第2集)、大郷町教育委員会。
- 菅原 俊行(編)
1986 『秋田新都市開発整備事業関係埋蔵文化財発掘調査報告書』秋田市教育委員会。
- 鈴木 雅
2010 「十郎田遺跡の7世紀集落」『宮城考古学』12: 19-38。
2014 『円田盆地の遺跡群1 経営体育成基盤整備事業(県営ほ場整備事業)に伴う緊急発掘調査(総括編)』(蔵王町文化財調査報告書第19集)、宮城県刈田郡蔵王町教育委員会。
2016 「律令国家形成期の陸奥国柴田・刈田地方—蔵王町円田盆地の遺跡群の検討を中心に—」『宮城考古学』18: 57-76。
- 高木 晃(編)
2002 『中半入遺跡・蝦夷塚古墳発掘調査報告書』(岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第380集)、岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター。
- 高松 俊雄ほか
1999 『清水内遺跡—6・8・9区調査報告— 第1冊』郡山市埋蔵文化財発掘調査事業団(編)、郡山市教育委員会。
- 長島 榮一(編)
2005 『郡山遺跡発掘調査報告書総括編(1)』(仙台市文化財調査報告書第283集)、仙台市教育委員会。
- 藤沢 敦
2007 「倭と蝦夷と律令国家—考古学的文化の変移と国家・民族の境界—」『史林』90(1): 4-27。
2013 「古墳時代から飛鳥・奈良時代にかけての東北地方日本海側の様相」『国立歴史民俗博物館研究報告』179: 365-390。
- 2018 「弥生時代後期から古墳時代の北海道・東北地方における考古学的文化の分布」『国立歴史民俗博物館研究報告』179: 447-486。
- 拓田柵跡調査事務所(編)
2014 『拓田柵跡—発掘調査のあゆみ—』秋田県教育庁拓田柵跡調査事務所。
- 三好 秀樹ほか
1994 『大郷町鶴館遺跡』大郷町文化財調査報告書、大郷町教育委員会。
- 村上 裕次・高橋 透(編)
2016 『入の沢遺跡—一般国道4号築館バイパス関連遺跡調査報告書IV—』(宮城県文化財調査報告書第245集)、宮城県教育委員会。
- 村田 晃一
2000 「飛鳥・奈良時代の陸奥北辺—移民の時代—」『宮城考古学』2: 45-80。
2002 「7世紀集落研究の視点(1)」『宮城考古学』4: 49-71。
2004 「三重構造城柵論—伊治城の基本的な整理を中心として 移民の時代2—」『宮城考古学』6: 159-186。
2007 「陸奥北辺の城柵と郡家—黒川以北十郡の城柵からみえてきたもの—」『宮城考古学』9: 85-110。
2010 「古代奥羽城柵の圍繞施設」『宮城考古学』12: 125-142。
2014 「日本古代城柵の検討(2)—郡山I期官衙から多賀城第I期へ—」『宮城考古学』16: 55-70。
2015 「飛鳥時代の城柵—律令国家形成期の城柵構造—」『考古学ジャーナル』669: 20-23。
- 結城 慎一・木村 浩二・渡辺 雄二
1989 『郡山遺跡IX—昭和63年度発掘調査概報—』(仙台市文化財調査報告書第124集)、仙台市教育委員会。
- 横須賀 倫達
2007 「集落を囲む溝—陸奥南部における大化前代の一様相—」『日中交流の考古学』茂木雅博(編)、pp. 191-208、同成社。
- 若狭 徹
2018 「東国における古墳時代地域経営の諸段階」『国立歴史民俗博物館研究報告』179: 307-350。

Wooden Walls at the Northern Periphery of “Wa”

Atsushi FUJISAWA*

The beginning of the Kofun period in Japan, around the third century AD, was characterized by the emergence of a political system that governed a wide area in the Japanese archipelago. This political system is regarded as the origin of the subsequent ancient (Ritsuryo) centralized state model, whose territory was known as “Wa”. The Tohoku area was located at its northern periphery.

As the formation of the Ritsuryo state developed, the political center regarded inhabitants in the Tohoku area as barbarians, known as named “Emishi”, and attempted to govern these inhabitants under a different political system. To this end, sites with defensive military functions, called “Josaku”, were built, which had the distinctive characteristic of being surrounded by wooden walls. The early form of the Josaku sites were built in Miyagi prefecture in the latter half of the seventh century. At that time, a number of enclosed settlements with wooden walls were built.

In the preceding Kofun period, a wide variety of defensive structures were used for diverse purposes. The wooden wall was just one of these structures and its purpose was not limited to any particular use. In the latter half of the seventh century, the Josaku sites and enclosed settlements used wooden walls. The wooden walls gradually became specialized for defense functions in combination with turrets.

These changes in the role of the wooden walls are consistent with the process in which the political center attempted to build the boundary between the “self” and the “others” based on defining the “others” rather than the “self” to display its legitimacy of governance.

Keywords

Wooden walls, official defense sites, enclosed settlement, turrets

* The Tohoku University Museum